

# 中電過労死自殺訴訟裁判で原告全面勝訴！

2006年5月18日

日本国民救援会中央本部

日本国民救援会愛知県本部

5月17日、名古屋地方裁判所は、中部電力で働いていた労働者が1999年に自殺した件について、名古屋南労働基準監督署長が業務外とした決定を取消し、被災者の自殺は業務上であったと認める判決を言い渡しました。

この判決は、被災者が担当業務や上司のあやまった指導等により、継続的かつ恒常的に心理的負荷を募らせていった状況に置かれるなどしたため、うつ病を発症し、さらに、長時間労働や、上司の「結婚指輪を外せ」などと言った発言が心理的負荷となって、被災者のうつ病を急激に増悪させて自殺に至ったことを明確にみとめた判決で画期的なものです。

つきましては国、労働局などへの要請電などをお送りくださるようお願いいたします。

## 【要請先】

### ■ 厚生労働省

東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

電話03-5253-1111

### ■ 愛知労働局 労災補償課

名古屋市中区三の丸2-5-1

電話 052-972-0259

FAX052-972-6268

### ■ 名古屋南労働基準監督署

名古屋市港区港明1-10-4

電話 052-651-9205

FAX052-651-9248

電文例「中電過労死裁判の判決を厳粛に受け止め、控訴を断念せよ」

## 【激励先】愛知健康センター

〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-3 労働会館本館306号

電話&FAX 052-883-6966

E-mail [inoken-aichi@roren.net](mailto:inoken-aichi@roren.net)

※なおこの事件の情報は国民救援会愛知県本部のホームページからも取り出せます

<http://www2.gol.com/users/aichi-kyuuenkai/gol>  
gol=ジーオーエルと書いてください